

# 茨城沿岸海岸保全基本計画 改訂検討委員会（第2回）

【茨城沿岸海岸保全基本計画(改訂原案)について】

『海岸保全基本計画の策定について』

令和7年(2025年) 12月25日



# 基本計画(改訂原案)の内容と構成

『茨城沿岸海岸保全基本計画(改訂版)』(茨城県、平成28年3月)	『茨城沿岸海岸保全基本計画(改訂版)』(茨城県、令和8年3月)
1. 海岸保全基本計画の策定について	1. 海岸保全基本計画の策定について
1.1 背景	1.1 背景 (文章の変更)
1.2 計画を作成する海岸の区分	1.2 計画を作成する海岸の区分 (文章の変更)
1.3 計画対象範囲	1.3 計画対象範囲 (文章の変更)
1.4 海岸保全基本計画において定める事項	1.4 海岸保全基本計画において定める事項 (文章の変更)
2. 茨城沿岸の現況と課題	2. 茨城沿岸の現況と課題
2.1 防護面から見た現況と課題	2.1 防護面から見た現況と課題 (文章の変更)
2.2 環境面から見た現況と課題	2.2 環境面から見た現況と課題 (文章の変更)
2.3 利用面から見た現況と課題	2.3 利用面から見た現況と課題 (文章の変更)
2.4 その他の課題	2.4 その他の課題
(1) 防護・環境・利用のトレードオフ	(1) 防護・環境・利用のトレードオフ
(2) 海岸域における他事業との関係	(2) 海岸域における他事業との関係 (文章の変更)
3. 海岸の保全に関する基本的な事項	3. 海岸の保全に関する基本的な事項
3.1 茨城沿岸の保全の方向	3.1 茨城沿岸の保全の方向 (文章の変更)
3.2 海岸の防護に関する事項	3.2 海岸の防護に関する事項 (文章の変更)
3.2.1 海岸の防護の目標	3.2.1 海岸の防護の目標 (文章の変更)
(1) 防護すべき地域	(1) 防護すべき地域
(2) 防護水準	(2) 防護水準 (文章の変更)
3.2.2 海岸の防護の目標を達成するために実施しようとする施策	3.2.2 海岸の防護の目標を達成するために実施しようとする施策 (追加項目)
(1) 津波・高潮対策	(1) 津波・高潮対策 (文章の変更)
(2) 侵食対策	(2) 侵食対策 (文章の変更)
(3) 海岸保全施設の整備	(3) 海岸保全施設の整備 (文章の変更)
(4) 海岸保全に関する基礎的データの取得、蓄積	(4) 海岸保全に関する基礎的データの取得、蓄積
(5) 海岸保全事業の計画	(5) 海岸保全事業の計画
3.3 海岸環境の整備及び保全に関する事項	3.3 海岸環境の整備及び保全に関する事項 (文章の変更)
(1) 生物の生育、生息環境に配慮した海岸保全事業の推進	(1) 生物の生育、生息環境に配慮した海岸保全事業の推進
(2) 海岸景観・観光資源としての海岸に配慮した海岸保全施設の整備	(2) 海岸景観・観光資源としての海岸に配慮した海岸保全施設の整備
(3) 海岸汚損の抑制	(3) 海岸汚損の抑制
(4) 自然豊かな海岸環境の保全のための取組みの推進と行為の制限、徹底	(4) 自然豊かな海岸環境の保全のための取組みの推進と行為の制限、徹底
(5) 海岸環境に関する情報の共有	(5) 海岸環境に関する情報の共有
3.4 海岸における公衆の適正な利用に関する事項	3.4 海岸における公衆の適正な利用に関する事項 (文章の変更)
(1) 地域振興との連携、調和	(1) 地域振興との連携、調和
(2) 地域の個性を生かした親しまれる海岸づくり	(2) 地域の個性を生かした親しまれる海岸づくり
(3) 海辺への円滑なアクセスの確保	(3) 海辺への円滑なアクセスの確保 (文章の変更)
(4) 海岸保全施設の更新	(4) 海岸保全施設の更新
(5) サーフィン等の海岸利用における利便性と海岸集落の快適性の向上	(5) サーフィン等の海岸利用における利便性と海岸集落の快適性の向上 (文章の変更)
(6) 多様な海岸域利用の調整・海岸利用のルールづくり	(6) 多様な海岸域利用の調整・海岸利用のルールづくり (文章の変更)
(7) 海岸の魅力の発信	(7) 海岸の魅力の発信
4. 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項	4. 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項
4.1 防護・環境・利用の取組みの方向と海岸保全施設の整備方針	4.1 防護・環境・利用の取組みの方向と海岸保全施設の整備方針 (文章の変更)
・表4.1. 各海岸の取組みの方向と海岸保全施設の整備方針	・表4.1. 各海岸の取組みの方向と海岸保全施設の整備方針 (文章の変更)
4.2 海岸保全施設の施設又は改良に関する事項	4.2 海岸保全施設の施設又は改良に関する事項 (文章の変更)
(1) 海岸保全施設を施設又は改良しようとする区域	(1) 海岸保全施設を施設又は改良しようとする区域
(2) 海岸保全施設の種類、規模及び配置	(2) 海岸保全施設の種類、規模及び配置
(3) 海岸保全施設による受益の地域及びその状況	(3) 海岸保全施設の段階的な整備 (追加項目)
(4) 海岸保全施設による受益の地域及びその状況	(4) 海岸保全施設による受益の地域及びその状況
4.3 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項	4.3 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項 (文章の変更)
(1) 海岸保全施設の存する区域	(1) 海岸保全施設の存する区域
(2) 海岸保全施設の種類、規模及び配置	(2) 海岸保全施設の種類、規模及び配置
(3) 海岸保全施設の維持又は修繕の方法	(3) 海岸保全施設の維持又は修繕の方法
・表4.3、図4.1. 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項	・表4.3、図4.1. 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項 (文章の変更)
5. これからの海岸づくりに向けた重要事項	5. これからの海岸づくりに向けた重要事項
5.1 海岸管理者等関係機関における体制づくり	5.1 海岸管理者等関係機関における体制づくり
5.2 市町村による日常的な海岸管理の推進	5.2 市町村による日常的な海岸管理の推進
5.3 海岸管理者と海岸利用者や海岸協力団体等との連携	5.3 海岸管理者と海岸利用者や海岸協力団体等との連携
5.4 海岸管理者と大学・研究機関等との連携	5.4 海岸管理者と大学・研究機関等との連携
5.5 多様な主体との連携	5.5 多様な主体との連携
5.6 海岸愛護の啓発、海岸環境教育の充実	5.6 海岸愛護の啓発、海岸環境教育の充実
5.7 地球温暖化に伴う気候変動への対応	5.7 気候変動への対応 (文章の変更)
5.8 計画の見直し	5.8 計画の見直し (文章の変更)

1. 計画書の概要

2. 現況と課題

3. 保全に関する基本的な事項

4. 施設の整備に関する基本的な事項

5. 海岸の保全に関するその他の重要事項

「海岸保全基本方針」による項目

茨城県独自の項目

# 1. 海岸保全基本計画の策定について

## 1.1 背景

改訂原案 p.1

令和2年(2020年)7月の「気候変動を踏まえた海岸保全のあり方」提言を契機に、「海岸保全基本方針」の変更及び「海岸保全施設の技術上の基準を定める省令」の一部改正・施行されたことを追記。

## 1.4 海岸保全基本計画において定める事項

改訂原案 p.8

1.4.2 留意すべき重要事項に、「気候変動の影響による将来変化」の記載を追記。

# 1. 海岸保全基本計画の策定について

改訂原案 p.1

さらに、既存の海岸保全施設の老朽化が進行する中、将来を見据えた戦略的・計画的なメンテナンスが必要となっている。これらの背景を受け、平成 26 年（2014 年）6 月には海岸法が一部改正され、津波・高潮等に対する防災・減災対策の推進や海岸保全施設の適切な維持管理などが追記された（図 1.1）。

加えて、海岸保全を、過去のデータに基づき気候変動による影響を明示的に考慮した対策へ転換を目指す「気候変動を踏まえた海岸保全のあり方」提言（令和 2 年 7 月）を踏まえ、令和 2 年（2020 年）11 月 20 日に「海岸保全基本方針」が変更され、令和 3 年（2021 年）7 月 30 日には「海岸保全施設の技術上の基準を定める省令」が一部改正・施行された。

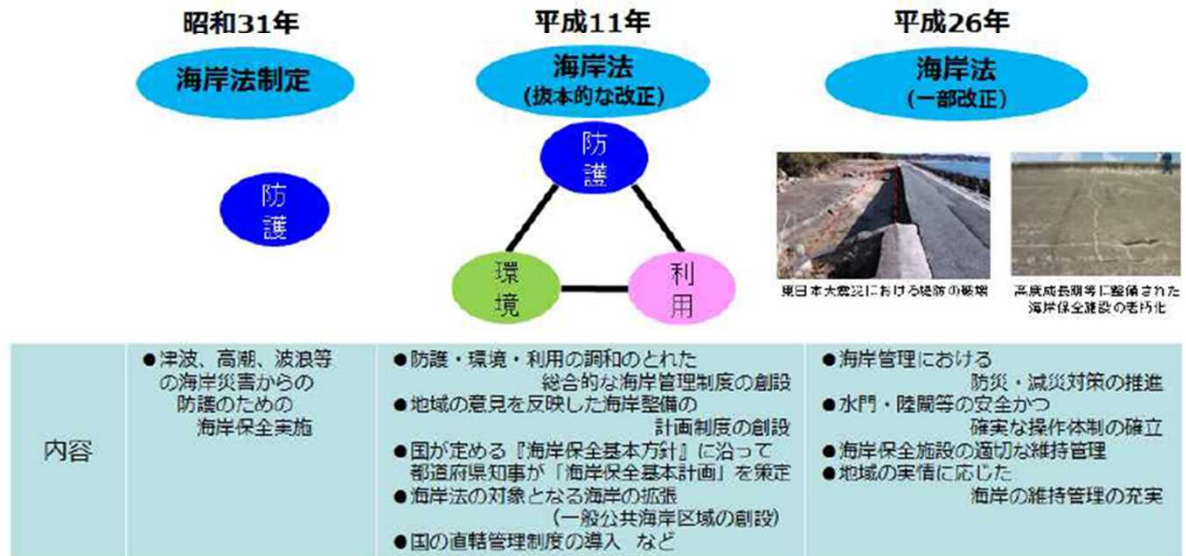


図 1.1 海岸法の変遷

# 1. 海岸保全基本計画の策定について

改訂原案 p.8

## 1.4.2 留意すべき重要事項

海岸保全基本計画を作成するに当たって留意すべき重要事項は、次のとおりである。

### (1) 関連計画との整合性の確保

国土の利用，開発及び保全に関する計画，環境保全に関する計画，国土強靱化に関する計画，地域計画等関連する計画との整合性を確保する。

### (2) 関係行政機関との連携調整

海岸に関係する行政機関と十分な連携と緊密な調整を図る。特に，地域のリスクについて，気候変動の影響による将来変化も含め，地元関係者等と共有した上で，連携や調整を図る。

### (3) 地域住民の参画と情報公開

計画の策定段階で必要に応じ開催される公聴会等だけでなく，計画が実効的かつ効率的に執行できるよう，実施段階においても適宜地域住民の参画を得る。また，計画の策定段階から，計画の実現によりもたらされる防護，環境及び利用に関する状況について必要に応じ示す等，事業の透明性の向上を図るため，海岸に関する情報を広く公開する。

### (4) 計画の見直し

地域の状況や社会経済状況の変化，気候変動の影響に関する変化等に応じ，計画の基本的事項及び海岸保全施設の整備内容等を点検し，適宜見直しを行う。